

●香川県告示第228号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年8月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
4-4	令和4年8月16日から 令和7年8月15日まで	医療法人社団讃陽堂松原病院	木田郡三木町大字池戸3232番地1
4-5	令和4年8月16日から 令和7年8月15日まで	独立行政法人国立病院機構高松医療センター	高松市新田町乙8番地